

守山区役所における自動証明写真機設置
に伴う名古屋市有地の一時貸付
一般競争入札（郵送入札方式）

入 札 案 内 書

申込期間:令和 8 年 10 月 2 日(金)～10 月 22 日(木)

入札期間:入札参加書到着後～令和 8 年 12 月 8 日(火)

開札日時:令和 8 年 12 月 9 日(水)午前 10 時 00 分

名 古 屋 市

お申し込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

目次

◇ 入札のあらまし	P 1～2
◇ 入札説明書.....	P 3～10
第1 貸付物件	P 3
第2 参加者の資格.....	P 3～4
第3 自動証明写真機の設置条件	P 5
第4 申込・受付.....	P 6
第5 入札保証金.....	P 7
第6 入札方法等.....	P 7～8
第7 入札金額	P 8
第8 入札書	P 8
第9 入札の辞退.....	P 9
第10 開札	P 9
第11 契約の締結.....	P 9～10
第12 貸付料の納付	P 10
第13 契約保証金.....	P 10
第14 販売実績の報告	P 10
第15 問い合わせ先.....	P 10
◇ 契約書（案）	P 11～16
◇ 仕様書	P 17～26
◇ 入札参加申込書の封筒（記載例）	P 27
◇ 入札参加申込書（記載例・様式）	P 28～31
◇ 法人役員に関する調書（記載例・様式）	P 32～33
◇ 本社、支社、営業所等所在地確認書（記載例・様式）	P 34～35
◇ 入札書の外・中封筒（記載例）	P 36～37
◇ 入札書（記載例・様式）	P 38～39
◇ 委任状（記載例・様式）	P 40～41
◇ 販売実績報告書（記載例・様式）	P 42～43
◇ 入札辞退届（様式）	P 44

入札のあらまし

守山区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付は、最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方に、名古屋市有地(以下「市有地」という。)の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえでご参加ください。入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。

「入札のあらまし」は以下のとおりです。

入札案内書の配布 (この案内書)	令和8年10月2日(金)～令和8年10月22日(木) 名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。
---------------------	--



申込・受付	令和8年10月2日(金)午前9時00分～令和8年10月22日(木)午後5時00分(必着) 持参又は郵送(書留又は簡易書留)により申込してください。 持参の場合は名古屋市守山区役所3階 企画経理課まで 郵送先: 〒463-8510 名古屋市守山区小幡一丁目3番1号 名古屋市守山区役所企画経理課 あて
-------	---



参加資格の 審査結果通知	令和8年11月中旬 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方(以下「入札参加者」という。)へ「入札参加書」等を郵送します。 なお、本市から内容の確認を行う場合があります。また、「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管してください。
-----------------	--



入札書の提出 (郵送による提出)	入札参加書到着～令和8年12月8日(火)午後5時00分(必着)郵送(書留又は簡易書留)に限ります。 郵送先: 〒463-8510 名古屋市守山区小幡一丁目3番1号 名古屋市守山区役所企画経理課 あて ※詳しくは7ページからの「第6 入札方法等」をご覧ください。
---------------------	--



開札	令和8年12月9日(水)午前10時00分から 名古屋市守山区役所 4階第2会議室 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札者とします。 ※入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。
----	--



(次ページへ)

契 約 締 結	令和9年1月29日(金)まで 契約締結期限は令和9年1月29日(金)です。当初の貸付期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとし、令和10年4月1日から4年を限度に1年を単位として契約を更新できます(最大令和14年3月31日まで)。 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。
---------	---



契約保証金及び 貸付料の納付	契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第31条の規定により、契約保証金を免除することがあります。
-------------------	--



自動証明写真機の設置	設置工事は、契約期間内に行ってください。令和9年4月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。
------------	---

※ 守山区役所へお越しの際は、駐車場が混雑しますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
 名 鉄:瀬戸線「小幡」下車 北 400 メートル 徒歩 6 分
 市バス:「守山区役所」下車すぐ

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状を承知されたうえでお申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

- 1 自動証明写真機を設置する施設及び設置場所
- 2 現地説明会は行いません。入札参加希望の方は必ずご自分で現地確認を行ってください。

物件 番号	設置施設名称 及び所在地	設置場所	設置 台数	貸付面積	予定価格(月額) (最低貸付価格)
守山 -1	名古屋市守山区役所 (名古屋市守山区小幡 一丁目3番1号)	1階 中央玄関南側 (屋外)	1台 (切替)	2.04 m ² (幅 1.7m×奥行 1.2m)	400 円

- 3 詳しくは仕様書及び物件別特記仕様書をご参照ください。

第2 参加者の資格

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年(自動証明写真機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については3か月)を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第154号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 本広告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (6) 本広告の日から落札決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置がない者であること。
- (7) 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動証明写真機を設置した実績があると認められる者であること。
- (8) 名古屋市内に本社、支社、営業所等のいずれかを有する者であること。

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、自動証明写真機設置に伴う私有地等の貸付契約についても、契約の相

手方が排除対象事業者該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、**入札参加者全員(法人の場合は、法人の役員等全員を含む)について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。**(「第4 申込・受付」参照)。情報の提出に同意いただけない方は、**入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。**

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年1月28日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害(不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動証明写真機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動証明写真機の設置は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の貸付期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとし、令和 10 年 4 月 1 日から 4 年を限度に 1 年を単位として更新できます(最大令和 14 年 3 月 31 日)。
- (2) 更新は 1 年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度 11 月末日までに契約担当課まで申し出てください。**更新時及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできません。**
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

4 必要経費

- (1) 自動証明写真機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業所の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。名古屋市の施設から電気を供給する物件は、各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、名古屋市が指定する期限までに名古屋市の指定する方法で全額納付してください。
- (3) 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

5 設置機器の仕様

別紙仕様書をご参照ください。

6 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動証明写真機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) その他契約書及び仕様書の事項を遵守すること。

7 維持管理

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 現像・プリント機材等補充、金銭管理など自動証明写真機の維持管理については設置事業者が行うこと。
- (2) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (3) 自動証明写真機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (4) 自動証明写真機の故障、問合せ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (5) 名古屋市が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移動すること。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市の請求することができません。

第4 申込・受付

受付期間	令和8年10月2日(金)午前9時00分から令和8年10月22日(木)午後5時00分まで (必着)
提出先	名古屋市守山区役所区政部企画経理課 電話番号: 052-796-4648 持参又は郵送(書留又は簡易書留)より申込してください。 郵送先 〒463-8510 名古屋市守山区小幡一丁目3番1号 名古屋市守山区役所区政部企画経理課あて ※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。(27 ページ参照)
必要書類等	入札案内書の27～31ページに記載例及び様式があります。様式は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (1) 入札参加申込書 1通 (2) <個人の場合> 住民票の写し 1通 ※コピーのことではありません。 <法人の場合> 現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書 1通 ※いずれも発行後3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 ※住民票の写しは個人番号の記載のないものをご用意ください。 (3) <法人のみ> 法人役員に関する調書 1通 (4) <個人法人いずれも> 本公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動証明写真機を設置した実績がわかるもの (官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し。 ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との賃貸契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらの写しを提出してください。) ※連名で入札に参加する場合は、連名者全員の実績が必要です。 (5) 本社、支社、営業所等所在地確認書 1通 (6) 返信用封筒として、 表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金を加えた料金の切手を貼った長3号(12cm×23.5cm)封筒
注意事項	(1) 書類の提出方法は、持参又は郵送に限ります。 (2) 郵送の場合は、書留又は簡易書留郵便により郵送してください。 (3) 期限までに到達しない申込、必要書類の添付されていない申込は無効となりますので、早めにご提出ください。 (4) 期限を過ぎた後に必要書類の訂正又は差し替えを行うことは認められません(本市の指示があった場合を除く)。 (5) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。
参加資格の審査結果の通知	(1) 申込受付後、参加資格について審査をし、適格と認めた方(以下「入札参加者」という。)へ、令和8年11月中旬に次の書類を郵送します。 ①入札参加書 ②納付書(入札保証金の納付が必要な方のみ) (2) 「入札参加書」は、開札会場へ入場する際に必要となりますので、必ず保管し、開札日当日に持参してください。

第5 入札保証金

- 1 入札保証金とは、入札にあたって、あらかじめ指定した金額を入札前に収めていただくものです。
入札保証金は、1,200 円です。なお、参加申込者が自ら管理・運営する自動証明写真機を設置した実績が分かる書類を提出して、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付は免除されます。
- 2 入札保証金の納付が必要な方には納付書をお送りしますので、納付期限までに納付書裏面記載の金融機関窓口で収めてください。
- 3 入札保証金の納付後、金融機関窓口で領収書が渡されます。領収書は、入札保証金の還付請求をされる際に必要となりますので、必ず保管してください。
- 4 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。
※還付の請求を受付してから、実際の還付まで1～2週間かかります。
- 5 入札保証金には、利子を付けません。

第6 入札方法等

入札方法	書留又は簡易書留による郵送により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
入札期間	入札参加書到着後～令和8年12月8日(火) 午後5時00分(必着) ※上記期間前または上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。
郵送先	〒463-8510 名古屋市守山区小幡一丁目3番1号 名古屋市守山区役所区政部企画経理課 あて
必要書類等	必要書類 (1) 入札書 38～39ページに記載例及び様式があります。様式は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。記載方法は、8ページからの「第8 入札書」をご参照ください。 (2) 入札保証金領収書の写し(入札保証金の納付が必要な方のみ) (3) 委任状(代理人が入札する場合) 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。40～41 ページに記載例及び様式があります。様式は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 代理人は、1 物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。 ※以下の場合、委任状は不要です。 ・入札参加者本人に代わって、入札参加者本人の印鑑を用いて入札する場合 ・入札参加者が法人で、その社員が代表者印を用いて入札する場合 提出方法 二重封筒を用い、入札書の中封筒に封入し、中封筒には入札者名、住所又は所在地、電話番号、入札件名、物件番号及び開札日を記載してください。入札書を入れ封入した中封筒を、入札保証金領収書の写し(入札保証金を納付された方に限る。)及び委任状(代理人

によって入札しようとする方に限る。)とともに、郵送用の外封筒に入れてください。

郵送用の外封筒には、入札件名、開札日、入札書在中の旨を朱書きしてください。外封筒裏側又は表側左下部に入札者名、住所又は所在地を記入し、書留又は簡易書留により送付してください(36～37ページ参照)。

※二重封筒での郵送によらない入札、中封筒に入札者名、住所又は所在地、入札件名、物件番号及び開札日の記載のない入札、書留又は簡易書留郵便での送付によらない入札は無効となります。

第7 入札金額

入札金額は、**貸付料の月額**を表示してください。最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方が落札者となります。**最低貸付価格(月額)は 400 円です。**

第8 入札書

- 1 入札は所定の入札書を使用します。38～39 ページに記載例及び様式があります。
様式は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン等を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、該当箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、1 物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各号に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - (1) 郵送した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回した入札
 - (2) 入札参加資格のない者のした入札
 - (3) 入札保証金を納付する場合で、入札保証金が納付されていない入札
 - (4) 入札保証金を納付した場合で、入札保証金が予め定めた額に満たない入札
 - (5) 最低貸付価格(月額)に達しない金額を記載した入札
 - (6) 入札金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (7) 記入事項を判読できない入札
 - (8) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (9) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (10) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札(代理人によるものも含む。)
 - (11) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (12) 書留又は簡易書留郵便によらないで郵送された入札
 - (13) 入札期間及び郵送先に到達しなかった入札
 - (14) 二重封筒により郵送されなかった入札
 - (15) 中封筒に入札者名、住所又は所在地、入札件名、物件番号及び開札日の記載がない入札
 - (16) 入札期間中に必要書類がそろわなかった入札
 - (17) その他入札の条件に違反した入札

第9 入札の辞退

- 1 入札書の郵送後は、開札前日までは入札を辞退することができます。
- 2 入札を辞退する場合は、入札辞退届に記名のうえ、名古屋市守山区役所企画経理課に入札辞退届を直接持参してください。44 ページに様式があります。様式は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 3 入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定後の辞退については、今後実施される自動証明写真機設置に係る名古屋私有地等の貸付入札に参加できない場合があります。

受付期間	入札書郵送～令和8年12月8日(火)午後5時00分まで(必着) 午前9時00分から午後5時00分まで(土曜日、日曜日、祝休日を除く) ※郵送による辞退届の提出はできません。
提出先	名古屋市守山区役所区政部企画経理課 名古屋市守山区小幡一丁目3番1号 電話番号:052-796-4648
必要書類	入札辞退届 1通 ※封筒に入れ封かんする必要はありません。

第10 開札

開札日時	令和8年12月9日(水) 午前10時00分開始
開札会場	名古屋市守山区役所4階 第2会議室
注意事項	(1) 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びその代理人(以下「入札者」という。)以外の方は入場できません。 (2) 会場へ入場をする際には、入札参加書及び委任状の写しをご持参ください。 (3) 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札者とし、開札会場内で発表します。 (4) 入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。 (5) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
くじの実施	(1) 最高価格(月額)の入札者が複数あるときは、開札終了後、入札者にくじを引かせて落札者を決定します。 (2) 入札者が当日開札会場に来場されない場合、又は入札者がくじを引かない場合は、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札者を決定したときは、落札者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第11 契約の締結

- 1 落札者には、名古屋市守山区役所区政部企画経理課から公有財産貸付決定通知書、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約書は2通作成し、各自1通ずつを保管します。契約書に添付する収入印紙は、落札者の負担とします。

- 3 契約締結期限は令和9年1月29日(金)です。それまでに貸付契約をしないときは、落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動証明写真機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 4 契約書の内容は、11～16 ページの「公有財産一時使用契約書(案)」を参照してください。
- 5 貸付契約は、入札申込者名義で行います。

第 12 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第 13 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除する場合があります。
- 2 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、貸付土地の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。

第 14 販売実績の報告

設置した自動証明写真機にかかる月別販売数及び金額について、「販売実績報告書」により、半期ごとに名古屋市に報告していただきます。42～43 ページに記載例及び様式があります。

第 15 問い合わせ先

本書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- (1) 令和8年10月9日(金)午後5時00分までに提出してください。
- (2) 質問書(任意様式)に、質問事項、部署名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載し、件名を「守山区役所における自動証明写真機設置に伴う名古屋市有地の一時貸付」として下記のあて先へファックス又は電子メールで送付してください。
名古屋市守山区役所区政部企画経理課
電話番号:052-796-4648 ファックス番号:052-796-4508
電子メールアドレス:a7964648@moriyama.city.nagoya.lg.jp
- (3) 令和8年10月14日(水)までに、すべての質問に対する回答をまとめた回答書を市公式ウェブサイト上にて公開します。
- (4) 回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもありますので、入札書を提出する前に必ず確認してください。

公有財産一時使用契約書(案)

賃貸人 名古屋市(以下「賃貸人」という。)と賃借人_____ (以下「賃借人」という。)とは、次の条項により公有財産の一時使用契約(借地借家法(平成3年法律第90号) 第25条に定める一時使用、以下「本件契約」という。)を締結する。

(信義誠実等の義務)

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 賃借人は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

(一時使用物件)

第2条 一時使用物件は、次のとおりとする。

所在地	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数
名古屋市守山区 小幡一丁目3番1号	名古屋市 守山区役所	1階中央玄関南側 (屋外)	2.04 m ² (幅 1.7m×奥行 1.2m)	1台

(指定用途)

第3条 賃借人は、一時使用物件を自動証明写真機の設置のために使用しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

3 賃借人は、一時使用物件を次の各号に定める用途に供し又は供させてはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者を利する用途に供する場合

(2) 公序良俗に反する恐れがある場合

(3) 周辺環境を損なう恐れがある場合

(4) 本市の事業の遂行又は公有財産の管理上、支障が生じる恐れがある場合

(一時使用期間及び更新)

第4条 一時使用期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2 賃借人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和10年4月1日から4年を限度(最大令和14年3月31日まで)に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項に定める賃借人の申請は、各年11月末日までに賃貸人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

(貸付料)

第5条 貸付料は、総額 金_____円(月額 金_____円)とする。

2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しな

なければならない。支払時期は次のとおりとする。

年 度	期 間	支払時期
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日

(第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年 度	期 間	支払時期
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分	令和12年4月末日
令和13年度	令和13年4月～令和14年3月分	令和13年4月末日

- 3 前項の貸付料は、日数が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第6条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動証明写真機に消費電力を計る子メーターを設置するものとする。

- 2 賃貸人は、本件自動証明写真機が設置された施設全体の電気使用量の単価に基づき、子メーターの表示する使用料を計算し、賃借人に納入通知書を送付するものとする。
- 3 賃借人は、前項の納入通知書に定める日までに賃貸人に電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第7条 賃借人は、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則(昭和39年規則第17号)第33条第1項に定める率により算定した延滞金を賃貸人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 賃借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(財務調査等)

第9条 賃貸人は、貸付期間中いつでも、賃借人に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

- 2 賃借人が、第5条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、賃貸人は賃借人に対し、賃借人に関する資産状況の調査を求めることができる。
- 3 賃借人は、前2項に定める賃貸人の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。
- 4 賃貸人は、第1項及び第2項により知りえた情報を、正当な理由無く第三者に知らせてはならない。
- 5 第2項の場合において、賃借人は、賃貸人が、本契約と同種の契約を賃借人との間で締結している国又は地方公共団体と、賃借人の債務の支払状況を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

(契約保証金)

第10条 賃借人は、賃貸人に対して契約保証金として金_____円(貸付月額6か月分)を、賃貸人が発行す

る保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、賃貸人は名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第31条の規定により、契約保証金を免除することができる。

- 2 前項に定める契約保証金については、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。
- 4 賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、賃貸人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、賃貸人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を賃借人に書面で通知するものとし、賃借人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を賃貸人に納付しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、賃借人は、契約保証金をもって本件契約から発生する賃借人の賃貸人に対する債務の弁済に充当することを賃貸人に請求できない。
- 6 賃貸人は、本件契約が終了し、賃借人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した賃借人の賃貸人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から賃借人の賃貸人に対する一切の債務を控除した残額を賃借人に還付する。
- 7 賃借人は、賃貸人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

（届出事項）

第11条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対して届けなければならない。

- （1）賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- （2）賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。
- （3）一時使用物件が滅失し、又は損傷したとき。

（契約不適合責任）

第12条 賃借人は、本件契約を締結した後、一時使用物件について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適しないこと（以下、「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求又は損害賠償請求等の請求をすることができない。

（指定期日）

第13条 賃借人は、一時使用物件を、令和9年4月30日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

- 2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第14条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第15条 賃借人は善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の定めにより支出する費用については、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対してその償還等の請求をすることができない。
- 3 賃借人は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第16条 賃貸人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

- 2 賃借人は、10月及び4月末に、一時使用物件に設置した自動証明写真機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

(違約金)

第17条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金 円(貸付料 5年分総額の100分の30に相当する額(円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。))
 - (2) 第13条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったときは、金 円(貸付料 5年分総額の100分の10に相当する額。)
 - (3) 第14条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金 円(貸付料 5年分総額の100分の30に相当する額。)
 - (4) 第3条3項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金 円(貸付料 5年分総額の100分の30に相当する額。)
 - (5) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金 円(貸付料 5年分総額の100分の10に相当する額。)
- 2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第18条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき。
- (2) 賃借人が、第3条第1項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。

- (3) 賃借人が、第3条第3項各号の定めに違反したとき。
- (4) 賃借人が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2か月以上怠ったとき。
- (5) 賃借人が、第13条第2項の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに一時使用物件を第3条第1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (6) 賃借人が、第14条の定めに違反して、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (7) 賃借人が、第15条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 賃借人が、第15条第3項の定めに違反したとき。
- (8) その他賃借人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

(期間内解約)

- 第19条 賃借人は、第4条に定める貸付期間中に、賃貸人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、賃借人の解除申し入れ後2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料(1か月を超える又は1か月に満たない端数については1か月を30日とする日割り計算により算定する。)について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとし、この場合既納の賃貸料について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。
- 2 賃借人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の2か月分(前項ただし書きの場合においては当該存続期間分)に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

(契約の失効)

- 第20条 天災地変その他賃貸人及び賃借人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって、一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。
- 2 前項により本件契約が失効した場合には、賃貸人及び賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

(原状回復義務)

- 第21条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した場合には、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、一時使用物件を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。
- 2 賃借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。
- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(貸付料の清算)

- 第22条 本件契約が、第18条の定めにより一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が同条第1号によるとき又はその他賃借人の責めに帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

(損害賠償)

第23条 賃借人は、本件契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第24条 賃借人は、貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第25条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

(疑義の決定)

第26条 本件契約に関して疑義があるときは、賃貸人と賃借人で協議のうえ、これを決定する。

(裁判管轄)

第27条 賃貸人と賃借人間で権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

(特記事項)

第28条 賃借人は事業を実施するにあたり、「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」、「暴力団関係事業者との契約解除」及び「談合その他の不正行為に係る特約条項」を遵守しなければならない。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

印

賃借人

印

守山区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付仕様書

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動証明写真機設置事業者）を賃借人とする。
なお、この仕様書のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動証明写真機設置のための名古屋市有地の一時貸付期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（設置準備及び撤去に要する期間を含む）

※ただし、当初の条件を変更しないことを前提に、令和 10 年 4 月 1 日から 4 年を限度に、1 年を単位として契約の更新をできるものとする（最大令和 14 年 3 月 31 日まで）。

2 自動証明写真機の機能等

(1) 自動証明写真機については、以下の用途に対応し得る写真サイズ機能を備えていること。

- ・ 個人番号カード用 ・ 運転免許証用 ・ パスポート用
- ・ 特別永住者証交付申請用 ・ 一般的な履歴書貼付用

(2) 外国籍住民も利用できるよう英語・韓国語・中国語での案内機能を有していること。

(3) 個人番号カードの交付申請に対応した機種であること。

(4) 自動証明写真機の具体的な構成について、予め賃貸人と協議すること。

(5) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

3 自動証明写真機の機種、設置及び撤去の条件

(1) 自動証明写真機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める貸付面積内に設置できるものとする。

(2) 新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できる機種とすること。

(3) 自動証明写真機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、物件別特記仕様書に記載された仕様に基づき電気設備も含めた設置工事を行い、賃貸人の確認を受けること。

(4) 自動証明写真機の設置にあたっては、地震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

(5) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。

(6) 自動証明写真機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動証明写真機に明記すること。

(7) 賃借人は、自動証明写真機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもと原状復旧を行い、賃貸人の確認を受けること。

4 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動証明写真機及び付帯の電気設備等に係る維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は現像・プリント機材等補充、金銭管理など自動証明写真機の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 自動証明写真機の設置及び撤去に係る工事費用については、賃借人の負担とする。また、賃貸人が公共上の理由により移転を求めたときは、求めに応じて移動すること。
- (4) 光熱水費については賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に本市の電気支払料を乗じて積算した額とする。
- (5) 賃借人は、自動証明写真機その他必要な資材の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。
- (6) 賃借人は、自動証明写真機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (7) 賃借人は、自動証明写真機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8) 自動証明写真機の故障、問合せ並びに苦情については、自動証明写真機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。
- (9) 自動証明写真機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。
- (10) 賃借人は、機種の変更を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。
- (11) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動証明写真機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、賃借人は自動証明写真機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。
- (12) 賃借人は、設置した自動証明写真機に係る月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。

5 その他

賃借人は賃貸人に、自動証明写真機設置前に、設置しようとする機器のカタログ及び配置図を提出すること。

この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人賃借人協議のうえ定めるものとする。

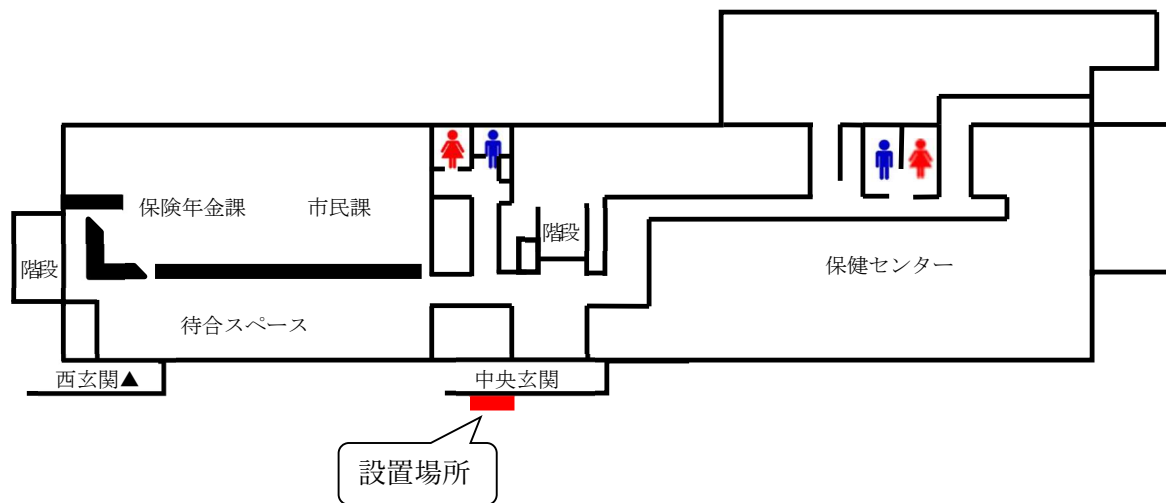
物件別特記仕様書（物件番号：守山－1）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動証明写真機設置事業者）を賃借人とする。

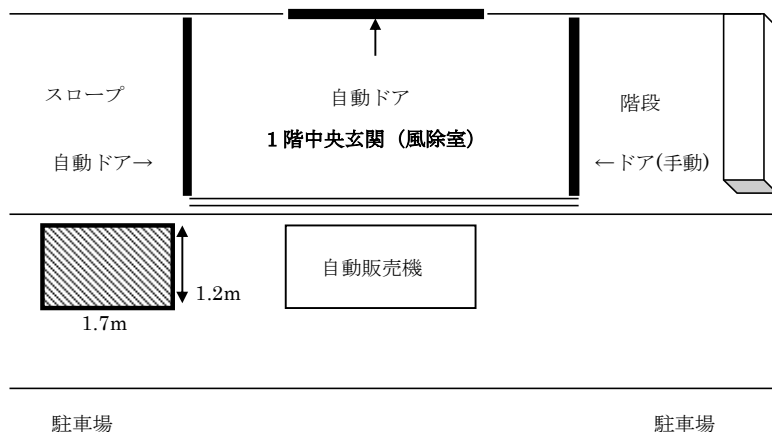
1 自動証明写真機設置場所及び台数

所在地	施設名称	設置場所	貸付面積	設置台数
守山区小幡一丁目 3 番 1 号	名古屋市守山区役所	1 階中央玄関南側 (屋外) ※下記詳細図参考	2.04 m ² (幅 1.7m×奥行 1.2m)	1 台

〈設置箇所見取図〉



〈1 階中央玄関前〉



〈設置場所現況写真〉



2 契約担当課及び施設担当課

契約担当課 守山区区政部企画経理課 電話 052-796-4648

施設担当課 守山区区政部総務課 電話 052-796-4615

3 特記仕様

- (1) 既存の自動証明写真機と切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和 9 年 4 月 1 日以降に行うものとする。なお、営業開始が令和 9 年 4 月 2 日以降の日となった場合においても、賃借人は貸付料の減免又は返還を求めることはできない。
- (2) 電気工事については、既に自動証明写真機設置予定場所付近にコンセントが設置してあるが、設置する機種により工事が必要となる場合、下記に定める施行内容に基づき賃借人の負担で施工すること。なお貸付期間満了後は、賃貸人が認める場合を除き、原状回復のうえ撤去とし、賃貸人に対し有益費等の請求はできない。

施工内容

- ア 電気関係法令に従い施工すること。
- イ 必要な場合は、防雨対策を講じて設置すること。
- ウ 施工にあたり発生した廃棄物は、関係法令に従い適正な処分を行うこと。
- エ 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときはこれを復旧修理又は補償するものとする。
- オ 工事中に発生した事故等は、一切賃借人の責任において解決するものとする。
- カ 廃材等は、全て賃借人の責任において処分するものとする。
- キ 関係法令を遵守のうえ施工すること。
- ク その他工事の詳細については、賃貸人の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも工事施工上、当然措置を必要とする事項又は賃貸人の施設担当者指示による些細な変更等については、これを施工すること。

4 参考

(1) 施設情報

守山保健センター、講堂が併設されており、付近には守山児童館、守山福祉会館がある。

(2) 届出件数

ア 当該施設の職員数	344 人（令和 8 年 4 月 1 日現在）
イ 守山区人口（令和 8 年 4 月 1 日現在）	175,296 人（78,796 世帯）
ウ 戸籍届出件数（令和 7 年度）	7,017 件
エ 住民票届出（転入・転居等）件数（令和 7 年度）	13,389 件
オ 住民票・印鑑証明・戸籍等証明交付件数（令和 7 年度）	108,273 件
カ 特別永住者・在留関連事務取扱件数（令和 7 年度）	1,128 件
キ 個人番号カード関連事務取扱件数（令和 7 年度）	42,434 件

（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動証明写真機の売上げや稼働率などを保障するものではありません。）

(3) 現在守山区役所に設置している自動証明写真機の販売実績

年度	販売枚数	販売金額
令和 5 年度	1,531 枚	1,444,400 円
令和 6 年度	1,941 枚	1,944,100 円
令和 7 年度	2,017 枚	2,036,200 円

5 現地確認可能時間

平日の 9 時～16 時（なるべく、契約担当課担当へ事前にご連絡のうえ、お越しいただくようお願いします。）

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 の契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。

ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

- 第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

暴力団関係事業者との契約解除

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(発注者の解除権)

3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

4 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第1条 名古屋市(以下「甲」という。)は、請負人(以下「乙」という。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び同項第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

入 札 参 加 申 込 書 の 郵 送

(表面)

4 6 3-8 5 1 0	
切 手	名古屋市守山区小幡一丁目三番一号 名古屋市守山区役所企画経理課 行 入札参加申込書在中 必ず朱書きしてください。

※書留又は簡易書留郵便により提出してください。
 ※受付期間内に必着するように郵送してください。

入札参加申込書

(別紙)「誓約事項」を裏面として両面印刷し、提出してください。

令和8年10月18日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住所

(フリガナ)
氏名

※ 法人の場合は主たる所

(個人の場合)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋 太郎

(法人の場合)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋株式会社

代表取締役 名古屋 一郎

令和8年10月2日公告の守山区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
守山-1	自動証明 写真機	名古屋市守山区役所	1階中央玄関南側（屋外）

2 入札参加書送付先

住所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 名古屋株式会社 営業一課 愛知一郎

☎052-123-4567

上記以外の☎052-321-7654

備考

- ① この申込書は、令和8年10月2日（金）午前9時から令和8年10月22日（木）午後5時までの間に、必要書類を添付して、名古屋市守山区役所区政部企画経理課まで持参又は郵送（期限内必着）してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記してください。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売却、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

入 札 参 加 申 込 書

年 月 日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

令和8年10月2日公告の守山区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、別紙誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 借受けを希望する物件

物件番号	種類	施設名称	設置場所
守山-1	自動証明 写真機	名古屋市守山区役所	1階中央玄関南側（屋外）

2 入札参加書送付先

住所 〒

氏名



上記以外の☎

備 考

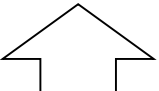
- ① この申込書は、令和8年10月2日（金）午前9時から令和8年10月22日（木）午後5時までの間に、必要書類を添付して、名古屋市守山区役所区政部企画経理課まで持参又は郵送（期限内必着）してください。
- ② 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- ③ 必要書類の添付されていないものは受け付けできません。
- ④ 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記してください。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2第 1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売却、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (13) 公告の日から過去 3 か月以内に、自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

法人役員に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・ <u>㊦</u> ・H・R 30・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ <u>㊦</u> ・H・R 31・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・ <u>㊦</u> ・H・R 40・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・ <u>㊦</u> ・H・R 50・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	T・S・H・R ・ ・		 代表役員については、 法人登記簿に記載さ れている代表者住所 を記載し、その他の役 員については、現住所 を記載してください。
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

本社、支社、営業所等所在地確認書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長 広沢

(申込者) 住所

フリガナ
氏名

(個人の場合)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

ナゴヤ タロウ
名古屋 太郎

(法人の場合)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋株式会社

代表取締役

ナゴヤ イチロウ
名古屋 一郎

設置
営

令和8年10月2日付けで入
に係る名古屋市有地の一時貸付
業所等が名古屋市内にありま

記

1 名称

2 所在地

3 連絡先

4 その他

入札参加申込書に記入さ
れた申込者を記入してく
ださい。

本社、支社、営業所等所在地確認書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長 広沢 一郎

(申込者) 住所

フリガナ
氏名

令和 8 年 10 月 2 日付けで入札公告のありました守山区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札につきましては、下記のとおり本社、支社、営業所等が名古屋市内にありますので報告いたします。

記

1 名称

2 所在地

3 連絡先

4 その他

(表面)

4 6 3-8 5 1 0	
切 手	名古屋市守山区小幡一丁目三番一号 名古屋市守山区役所企画経理課 行 守山区役所における自動証明写真機設置に係る 名古屋有地の一時貸付 (令和8年12月9日開札) 入札書在中 必ず朱書きしてください。

※書留又は簡易書留郵便により郵送してください。

※裏面又は表面左下部に入札者名、住所又は所在地を記載してください。

入 札 書 を 封 入 す る 中 封 筒

(表面)

(入 札 者 名※)	名古屋株式会社 代表取締役 名古屋太郎
(住 所 又 は 所 在 地※)	名古屋市中区三の丸三丁目一番一号
(入 札 件 名)	守山区役所における自動証明写真機設置に係る 自名古屋市有地の一時貸付
(物 件 番 号)	守山―1
(開 札 日)	令和8年12月9日開札
(電 話 番 号)	123 ― 4567

※代理人によって入札する場合は、
代理人の入札者名及び住所又は所
在地を併記してください。

※横書きによる記入でも構いません。

入札書

<連名で入札する場合>

全員の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入が必要。

令和8年12月8日

(あて先)

名古屋市長 広沢 一郎

(入札申込者)

住所

物件番号ごとに入札書を提出してください。
複数の物件を入札される場合は、1つの入札書で
はなく、物件番号ごとに入札書を分けて提出してく
ださい。

(個人の場合)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋 太郎

(法人の場合)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋株式会社

代表取締役 名古屋 一郎

令和8年10月2日公告の守山区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称			設置場所				
守山-1	名古屋市守山区役所			1階中央玄南側(屋外)				
金額(貸付月額)	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	○	○	○	○	○

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。
- (6) ボールペン等で鮮明に記入してください。(消えるボールペン等、消えるものは不可)

入 札 書

年 月 日

(あて先)

名 古 屋 市

代 表 者 名 古 屋 市 長 広 沢 一 郎

(入札申込者)

住 所

(フリガナ)
氏 名

令和8年10月2日公告の守山区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、私は、入札説明書に従い、下記の設置場所の公有財産の現在の形状及び契約条項を承知した上、下記のとおり入札します。

物件番号	施設名称			設置場所				
守山- 1	名古屋市守山区役所			1階中央玄関南側（屋外）				
金額（貸付月額）	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- (1) 脱字又は誤字を加除修正した場合には、当該箇所又はその付近に押印してください。
- (2) 入札金額は、貸付けの月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。
- (6) ボールペン等で鮮明に記入してください。（消えるボールペン等、消えるものは不可）

委任状

私は都合により、**名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 愛知 次郎**を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

令和8年10月2日公告の守山区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入、入札書の提出、最高入札額が同額であった場合の抽選及び開札の立会い

委任する物件番号	守山-1
----------	------

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和8年12月8日

同一人になります。

委任者 (所在地) **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**
 (商号又は名称) **名古屋株式会社**
 (代表者 役職・氏名) **代表取締役 名古屋 一郎**

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住所) **名古屋市中区丸の内二丁目1番36号**
 (氏名) **愛知 次郎**

(あて先) 名古屋市 長

委 任 状

私は都合により

を以って代理人と定め、下記の権限を委任

します。

委 任 事 項

令和8年10月2日公告の守山区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札に関する入札書の記入、入札書の提出、最高入札額が同額であった場合の抽選及び開札の立会い

委任する物件番号	
----------	--

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

委任者 (所在地)
 (商号又は名称)
 (代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)
 (氏 名)

(あて先) 名 古 屋 市 長

販売実績報告書

令和 9 年 10 月 15 日

(あて先)

名古屋市長

令和 9 年度

契 約 者	会 社 名	名古屋株式会社					
	役職・氏名	代表取締役 名古屋 一郎					
	連 絡 先	担 当 者	営業課 賃借人郎				
		電 話 番 号	000-123-4567				
物 件 番 号	守山-1	施 設 名 称	名古屋市守山区役所				
種 類	自動証明 写真機	設 置 場 所	1 階中央玄関南側(屋外)				
契 約 日	令和 9 年 1 月 31 日					設置台数	1 台
契 約 期 間	令和 9 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4 月	〇〇枚	△△円		10 月		円	
5 月	〇〇枚	△△円		11 月		円	
6 月	〇〇枚	△△円		12 月		円	
7 月	〇〇枚	△△円		1 月		円	
8 月	〇〇枚	△△円		2 月		円	
9 月	〇〇枚	△△円		3 月		円	
上半期 計	××枚	□□円		下半期 計		円	
年度 合計		円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は 10 月末までに、下半期分は 4 月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市守山区役所区政部企画経理課

所在地：名古屋市守山区小幡一丁目 3 番 1 号

電話：052-796-4648 F A X：052-796-4508

E-mail：a7964648@moriyama.city.nagoya.lg.jp

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援機能付き など）を記入してください。

販 売 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

(あて先)

名 古 屋 市 長

令和 年度

契 約 者	会 社 名						
	役職・氏名						
	連 絡 先	担 当 者					
		電 話 番 号					
物 件 番 号	守山-1	施 設 名 称	名古屋市守山区役所				
種 類	自動証明 写真機	設 置 場 所	1 階中央玄関南側（屋外）				
契 約 日	令和 年 月 日					設置台数	1 台
契 約 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日						
月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考	月	販売数量 (本・杯・ 個・枚)	販売金額 (税込)	備考
4 月		円		10 月		円	
5 月		円		11 月		円	
6 月		円		12 月		円	
7 月		円		1 月		円	
8 月		円		2 月		円	
9 月		円		3 月		円	
上半期 計		円		下半期 計		円	
年度 合計		円		(特記仕様等)			

(注) 1 上半期分は 10 月末までに、下半期分は 4 月末までに報告してください。

2 報告先 名古屋市守山区役所区政部企画経理課

所在地：名古屋市守山区小幡一丁目 3 番 1 号

電話：052-796-4648 F A X：052-796-4508

E-mail：a7964648@moriyama.city.nagoya.lg.jp

3 特記仕様等の欄には、入札時に公表した自動販売機の特記仕様（例：災害時支援機能付き など）を記入してください。

入 札 辞 退 届

年 月 日

(あて先)

名古屋市長

(入札申込者) 住 所

(フリガナ)
氏 名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

令和 8 年 10 月 2 日公告の守山区役所における自動証明写真機設置に係る名古屋市有地の一時貸付一般競争入札について、都合により下記物件の入札を辞退します。

記

物件番号	種類	施設名称	設置場所
守山-1	自動証明 写真機	名古屋市守山区役所	1 階中央玄関南側